

公表監第3号

地方自治法第252条の37第5項の規定により包括外部監査人から提出された包括外部監査の結果報告書（「環境局の事務事業について～SDGsの視点も踏まえて～」）における指摘事項及び意見に対して、西宮市長より措置を講じた旨の通知がありましたので、同法第252条の38第6項の規定により通知に係る事項を公表します。

令和4年11月14日

西宮市監査委員	石原俊彦
西宮市監査委員	佐竹令次
西宮市監査委員	板戸史朗
西宮市監査委員	八木米太郎

措置の内容 別紙のとおり

令和 3 年度包括外部監査結果に関する  
措 置 状 況 報 告 書

監査内容：「環境局の事務事業について～SDGs の  
視点も踏まえて～」

令和 4 年 1 1 月

## 目 次

第4	環境行政の基本となる宣言、計画等	1
2	第3次西宮市環境基本計画	1
4	西宮市一般廃棄物処理基本計画	2
5	環境報告書	4
第6	自治体 SDG s	6
4	西宮市環境局における地方創生 SDG s	6
5	地方創生 SDG s の自治体における推進のポイント	7
第7	環境局の事務事業	9
1	環境学習都市推進事業	9
2	環境計画推進事務	11
3	エネルギー政策推進事業	16
4	環境衛生協議会補助事業	17
5	空き地・空き家対策事業	18
6	葬儀・斎場管理運営事業	20
7	墓地・納骨堂管理運営事業	26
8	火葬場管理運営事業	35
9	じんかい収集事業	37
10	し尿収集事業	43
11	移動便所貸出事業	46
12	水路清掃事業	47
13	西部総合処理センター管理運営事業	48
14	西部工場解体整備事業	54

※指摘又は意見欄に記載されている局名は当該監査が実施されたときの名称です。

## 第4 環境行政の基本となる宣言、計画等

### 2 第3次西宮市環境基本計画

1 (指摘)

報告書32頁

【指摘-1】 西宮市省エネ行動モニター事業結果分析業務に関する報告書等の納品検収について

データ分析報告書等は、西宮市省エネ行動モニター事業結果分析業務に関する仕様書に記載されている第二次西宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の「目標設定及び施策の検討」は実施されていない。

市は、仕様書に定められている業務が漏れなく適切に実施されているかを確認する必要がある。今後は仕様書とおりの成果物納入を徹底するため、必要な確認を実施されたい。

(環境局)

(講じた措置)

【環境局】

省エネ行動モニターの分析結果については、令和4年2月に作成しました第二次西宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の見直し版の目標設定及び施策の検討に反映しておりますが、今後は成果物の確認作業を徹底するよう努めてまいります。

## 4 西宮市一般廃棄物処理基本計画

2 (意見)

報告書50頁

【意見—1】 西宮市一般廃棄物処理基本計画の「数値目標」及びその達成のための「指標」以外の試算値、及び中間目標値の意味の明示について

「西宮市一般廃棄物処理基本計画」に記載されている、「数値目標」及びその達成のための「指標」以外の数値（「集団回収量」「資源A・B」「小型家電BOX回収」）については、「目標設定値」ではなく、「目標達成時に想定される試算値」であるとのことである。そのため、中間目標年度及び目標年度においてその数値をもって実績と比較する項目ではない、とのことである。

しかしながら、この表のタイトルが【ごみ減量及び最終処分率の目標値】である以上、読者は「集団回収量」「資源A・B」「小型家電BOX回収」についても、目標値であると認識すると考えられる。

目標設定値として設定していない数値に関しては、読者の誤解を防ぐため、その旨を明示する等の対応を実施されたい。

また、中間目標年度の数値についても、読者が中間目標年度において達成すべき数値であると誤解することがなく、その数値の意味合いを理解できるよう、算定方法等を明示する等の対応を実施されたい。

【意見—2】 西宮市一般廃棄物処理基本計画における目標達成に向けた事業推進について

西宮市によると、中間目標値は目標年度に目標値に到達することを前提とした減少または増加の推移を単純直線上にプロットし、中間目標年度時点での達成値を示したものに過ぎなく、この中間目標値を達成できなくても、二つの目玉施策の実施により、最終目標年度の令和10年度において目標値の達成は可能とのことである。

「指定袋制度の導入（令和4年4月～）」と「分別区分の見直し（令和8年度～）」によるごみの削減効果を現時点において正確に予測することは困難ではあるが、これらの施策によりごみ排出量の削減等を大幅に実現しなければ、令和10年度における目標値の達成は困難であると考えられる。

目玉施策をはじめ、西宮市一般廃棄物処理基本計画における目標達成に向けた適切な事業推進に努められたい。

(環境局)

(講じた措置)

**【環境局】**

西宮市一般廃棄物処理基本計画の「数値目標」及びその達成のための「指標」以外の試算値、及び中間目標値の意味の明示については、令和5年度の間見直し時に意見の内容を含め、誤解を招かない表現に修正するとともに、算定方法についても明示するよう改善に努めてまいります。

西宮市一般廃棄物処理基本計画における目標達成に向けた事業推進については、「指定袋制度の導入（令和4年4月～）」を始めとした様々な施策に取り組んでいるところであります。今後も引き続き各実施施策の効果検証を行いながら、目標達成に努めてまいります。

## 5 環境報告書

3 (意見)

報告書 53～54頁

【意見—**3**】 温室効果ガス排出量抑制に関する市の成果を把握するための必要な情報提供について

環境報告書においては、環境目標ごとに達成すべき指標等と直近の実績値を比較することにより、目標値の達成度合いが示されている。ここで、環境目標1の「低炭素」について、その数値として温室効果ガス排出量(t-CO<sub>2</sub>)の記載がされており、温室効果ガス排出量は以下の算式にて算出されるが、下記の算式は環境報告書には記載されていない。

$$\text{温室効果ガス排出量} = \text{活動量} \times \text{温室効果ガス排出係数}^1$$

基本的に温室効果ガス排出量を減少させるためには、活動量を減少させるか、もしくは温室効果ガス排出係数が下がることが要件となる。温室効果ガス排出係数を所与のものと仮定した場合、温室効果ガス排出量に関する活動抑制こそが、西宮市が行うべき施策であると考えられる。しかし、環境報告書上、当該算式が明示されていないため、市民は西宮市がどのような観点から施策を行っているのか、判断できない。

環境報告書が、市民に対して環境目標に向けた施策(事業)の進捗状況を伝えるための報告書であると考え、温室効果ガス排出量に関する算式過程を明示することが望まれる。

【意見—**4**】 環境報告書の内容について

環境報告書は、以下の西宮市環境基本条例 第9条(年次報告)に基づき、公表されている報告書である。

(年次報告)

**第9条** 市長は、毎年、環境の状況並びに環境計画の推進に関する施策の実施状況及び評価結果について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

<sup>1</sup> 温室効果ガス排出係数とは、活動量当たりの温室効果ガスの排出量をいう。例えば、自動車でガソリンが1ℓ使われた場合、CO<sub>2</sub>が2.32 kg-CO<sub>2</sub>排出されることになる。

市は条例に基づき環境報告書を作成しているものの、環境目標に関する指標等や目標値と実績値との乖離の原因や今後の具体的な改善方法等については記載されていない。市民にとっては、指標等の達成に向けた対応策が重要な情報であると考えられる。

市民に対して、環境計画の推進に関する施策の実施状況とその評価に関するより良い情報提供の観点から、達成すべき指標等と実績が乖離している場合には、その原因や今後の具体的な改善方法等を環境報告書の中で記載することが望まれる。

(環境局)

(講じた措置)

**【環境局】**

令和4年度に作成した環境報告書において、温室効果ガス排出量に関する算式過程を明示しております。

また、環境報告書の記載内容については、市民に対してより良い情報提供の機会となるよう、他市の事例を参考にしながら、改善を図ってまいります。

## 第6 自治体 SDGs

### 4 西宮市環境局における地方創生 SDGs

4 (指摘)

報告書75～76頁

**【指 摘－2】** 第5次西宮市総合計画のSDGsにおけるゴールの関連付けと環境報告書の不整合について

第5次西宮市総合計画の「第5次西宮市総合計画とSDGsの一体的な推進について」では、環境局が対応すべきSDGsのゴールとして「4. 質の高い教育をみんなに」及び「17. パートナリシップで目標を達成しよう」が設定されている。一方、環境報告書ではこの2つのゴールについての記載は見られない。

しかし、環境局では、「4. 質の高い教育をみんなに」に関連する、環境学習都市推進事業のEWC事業、環境学習活動の拠点となる環境学習サポートセンターの運営、地域ぐるみのエコ活動の拠点となるエココミュニティ会議への活動支援等が実施されている。また、「17. パートナリシップで目標を達成しよう」関連としては、市民、事業者、行政の参画と協働で、持続可能なまちづくりを行う環境計画推進事務事業が実施されている。

今後環境報告書作成の際には、西宮市におけるSDGsへの取り組みを適切に示すため、「第5次西宮市総合計画とSDGsの一体的な推進について」と整合する環境報告書となるよう、SDGsのゴールと実際行っている事務事業を検証することが必要である。

(環境局)

(講じた措置)

#### **【環境局】**

令和3年度に策定した環境報告書において、「第5次西宮市総合計画とSDGsの一体的な推進について」のゴールとの整合を図り、「4. 質の高い教育をみんなに」及び「17. パートナリシップで目標を達成しよう」の2つのゴールを記載しております。

## 5 地方創生 SDGs の自治体における推進のポイント

5 (意見)

報告書 87 頁

### 【意見-5】 環境局における数値目標の設定について

国や他の自治体における SDGs に関する積極的な取組推進が進んでいる状況を鑑みると、西宮市においても SDGs を十分に意識した施策の実行や計画の進捗管理が必須である。西宮市は第5次西宮市総合計画において SDGs との一体的な推進を目指すものとし、既に地方創生 SDGs 官民連携プラットフォームへの登録がなされている。また、SDGs の取り組みの総括は政策推進課が行うこととされているが、監査時点で具体的な指導監督等はない。

一方で、環境局では SDGs の 17 の目標に関連する多くの事務事業を所管するとともに、SDGs に対する取り組みを意識した環境報告書を作成しており、より積極的に SDGs の考え方を取込み、これに対応する事業推進をより着実なものとするのが望まれる。

環境局の目標値は国、自治体、企業、非営利団体そして市民など、様々なステークホルダーの活動や行動に大きな影響を受けるものが多く、その進捗管理には工夫が必要である。そのため、それぞれの部門や事業ごとに数値に基づく進捗管理が行えるよう、可能な限り関連する部門別・環境計画関連事業別等に細分化した目標値を設定することが求められる。

しかしながら、第3次西宮市環境基本計画及びその下位計画の4つの環境目標に対する環境計画関連事業については、数値目標が設定可能であるにもかかわらず、設定されていないものがある。

こうした環境計画関連事業の数値目標等の設定は、4つの環境目標の進捗を把握するための重要なマイルストーンとなりうる。環境局は可能な限り部門別・環境計画関連事業等にブレークダウンした数値目標を設定されたい。

(環境局)

(講じた措置)

### 【環境局】

令和4年2月に目標設定を見直した第二次西宮市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)において、部門別の温室効果ガス排出量の数値目標を設定しております。

また、令和5年度は、第3次西宮市環境基本計画及びその下位計画の中間見直しの年度にあたり、市民・事業者等で構成された市の附属機関である西宮市環境計画推進パートナーシップ会議において計画の見直しを進める予定をしていることから、数値目標及

び指標の設定等についても検討してまいります。

## 第7 環境局の事務事業

### 1 環境学習都市推進事業

6 (意見)

報告書91、93頁

#### 【意見—6】 EWC事業の更なる展開について

西宮市におけるEWC事業は日本で最も長い歴史を有し、環境学習都市推進事業の中で中心的な取り組みであると言える。

しかしながら、アスレンジャー認定者数等の直近10年間の推移を見るとアスレンジャー認定率は、平成28年に20.5%と高い数値を記録したものの、その後はコロナ禍の影響もあり低下しており、知名度の向上が課題と考えられる。

このまま低い認定率が定着しない様、SNSを活用する等、市は委託先と綿密に情報交換を行い、EWC事業に関して更なる工夫、展開を検討されたい。

#### 【意見—7】 環境学習都市にしのみや・パートナーシッププログラムについて

平成29年は11事業体(18事業)、平成30年は12事業体(23事業)、令和元年度は12事業体(17事業)、令和2年度は10事業体(13事業)と、事業体数、事業数ともに減少傾向にある。また、提案事業者の多くはNPO等のボランティアを主軸に置いた組織であると考えられ、民間事業者の積極的な参加には至っていない状況にあるといえる。

「第6 自治体SDGs」でも記載しているとおり、自治体SDGsにおいては、様々なステークホルダーが連携して経済、社会、環境の三側面における地域の課題解決を実現することが推進されている。この観点から、現状の環境学習都市にしのみや・パートナーシッププログラムの内容について分析すると、環境目標の実現という環境の側面や、その実現のための教育(環境学習)という社会の課題に対する効果が重視され、経済への相乗効果があまり検討されていないため、自律的好循環まで至っていないと考えられる。この経済への相乗効果の具体例としては、取り組むパートナーシップ事業者の経済成長や雇用確保等が考えられる。

今後は、環境学習都市にしのみや・パートナーシッププログラムを中心とした様々な取り組みの推進により自律的好循環を目指すため、経済の側面をより重視した取り組みを検討することで、地域の民間事業者等の積極的な参画を促すような事業を実施されたい。

(環境局)

(講じた措置)

**【環境局】**

EWC事業については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、委託先と協議を行い、家庭内で取り組める環境学習の強化やホームページの充実のほか、学校配布の「タブレット端末」等を活用し、課題に幅を持たせるなど、ICT端末を活用した取組も進めています。引き続き、アースレンジャー認定率の増加に向け、工夫を重ねてまいります。

環境学習都市にしのみや・パートナーシッププログラムについては、提案者の希望に応じて、小学校へのチラシ配布や市SNSへの掲載など、広報支援に取り組みました。令和3年度に提案していただいたプログラムでは食育や地域における持続可能性、環境と防災など幅広いテーマになってきており、SDGsを意識した取組が増加していると考えています。

今後も環境目標と経済を含めた幅広い社会課題の関連性を意識し、持続可能な社会の実現に向け多くの事業者の参画を促すことができるよう、取り組んでまいります。

## 2 環境計画推進事務

7 (意見)

報告書 96～97、99～102頁

【意見—8】環境関連計画における目標値と環境計画関連事業推進状況等調査票の関連付けと進捗管理について

前記、環境計画関連事業推進状況等調査票は環境計画関連事業のPDCAサイクルのC (check) において大きな役割を果たすものである。しかしながら、環境計画関連事業推進状況等調査票における事業と、第3次西宮市環境基本計画の達成すべき指標等や第二次西宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）及び西宮市一般廃棄物処理基本計画の目標値等との関連性が明確にされておらず、環境計画関連事業推進状況等調査票の目標等が関連する計画の目標値等をブレイクダウンした目標となっていない。環境計画関連事業推進状況等調査票に記載されている事業の進捗管理も重要であるが、一方で環境関連計画の目標値の進捗管理も重要である。

今後は、環境関連計画の目標値の進捗管理も念頭に置き、環境計画関連事業推進状況等調査票に記載されている事業と、環境関連計画の目標値の関連性を明らかにする必要があると考えられる。例えば、環境関連計画の目標値を部門等（家庭、産業、運輸等）で細分化するとともに、環境計画関連事業推進状況等調査票の事業に部門等の情報を追加すること等が考えられる。

環境計画関連事業推進状況等調査票に記載されている事業と、環境関連計画の目標値の関連性を明らかにするとともに、事業及び計画目標値両者の適切な進捗管理が望まれる。

【意見—9】 スリム・リサイクル宣言の店事業について

環境計画関連事業推進状況等調査票を見ると、自己評価の欄に「事業開始当初より市の情勢等も変化し、事業が形骸化している。」との記載がなされており、担当者が事業自体の形骸化を認識しているのにもかかわらず、自己評価は「概ね達成」との評価となっている。

この点西宮市に確認したところ、当該事業は「兵庫県廃棄物処理計画」に位置付けられた県の事業であり、平成30年に県とのヒアリングにおいて事業廃止を提案しているものの、当該事業は継続されており、そのため、今後は他事業の食品ロスに特化した取り組みにしていく意向であるとのことであった。

県の事業である以上、事業廃止という判断は行えないものの、環境計画推進状況調査票はホームページにも掲載しており、市民からするとこの調査票からは上記のような状況は把握できない。このため、環境計画推進状況調査票の事業名については、市

民への正確な情報発信という観点から、食品ロス対策も含めた「ごみ減量化に向けた事業者に対する啓発事業」とするなど適切な事業単位に整理するよう努められたい。

【意見一10】 エコオフィス活動における PDCA サイクルの推進について

既述のとおり、【Check】①自己点検のエコオフィス活動に関するエネルギー等使用量について、該当するエコ推進員（各課等の長）は、エコオフィス活動に係る目標として設定されている5つの環境目標設定項目（電気、ガス、水道、車両燃料、コピー用紙）の使用量を「監視測定状況報告書」で報告することとされている。

そこで、監査人はこの令和元年度実績の「監視測定状況報告書」を集約した【全庁分まとめ】監視測定状況報告書\_R2（R1 実績）を確認し、「前年度判定」の年度計で「B（前年度比5%以上増加）」とされた施設数等を集約したところ、以下のとおりとなった。

	総施設数	Bの施設数	Bの割合	備考欄の記載（一部）
電気	143	24	16.8%	・月別で比較すると大きな差はないことから、増加の理由は明らかでない。 ・夏季の使用量増によるものと考えられる。 ・空調利用の増と思われる。 ・測定機器買替による消費電力の増による。 等
ガス	77	18	23.4%	・空調利用の増と思われる。 ・給湯器や乾燥室の使用頻度が増加したため。 ・人員が増加したため。 等
水道	98	26	26.5%	・元の値が小さいため、誤差の範囲である。 ・部品故障により漏水していたため。 ・北山緑化植物園内において漏水が発生したため。 ・シャワー及び洗濯回数が増加したため。 ・空調利用の増と思われる。 等
車両燃料	107	25	23.4%	・元の値が小さいため、誤差の範囲である。 ・巡回回数が増えたため。 ・荷物の運搬等で車両を利用する機会が増えたため。 ・現場管理等で使用したため。 ・走行距離増加のため。 ・年度末に給油を行ったため。 等
コピー用紙	372	42	11.3%	・職員への配布資料増加のため。 ・利用者が増加したため。 ・事務量増加による使用枚数の増加。 ・会議用資料の作成が増加したため。 等

（出典：西宮市提出資料を基に監査人作成）

前記の全項目で非常に多くの施設において、前年度よりも5%以上エネルギーを消費等している事実が確認された。この点、5%以上エネルギー等の増加があった施設等に対して、全体を分析するために、備考欄にてその理由を記載させているとのことであった。また、所管課へは、エネルギー使用量等を集約したものをとりまとめ、理由等の記載内容から主な増減要因や優良事例を付記した上で、フィードバックしているということであった。しかしながら、監視測定状況報告書は施設ごとにその電気量等を把握し、その増加理由を備考欄に記載することとされているため、所管課の負担は重い。また、監視測定の達成状況については全庁的にとりまとめた分析を「エコオフィス活動点検報告書」として全庁に通知しているとのことであるが、具体的な見直

しにつながる指導、助言はなされておらず、エコオフィス活動に関する PDCA サイクルの適切な推進の観点から必ずしも十分とはいえない。より効果的かつ効率的にエコオフィス活動に関する PDCA サイクルの推進が可能となるよう、監視測定状況報告書を見直すとともに、具体的な運用方法を見直されたい。

【意見—**11**】 「環境計画関連事業に関わる職員への意見聴取記録」の活用について

西宮市では、環境監査の実施に関するマニュアルとして、「監査・点検手順書」を作成しており、その中で「環境計画関連事業に関わる職員への意見聴取等」について以下のように定めている。

#### 4. 4 環境計画関連事業に関わる職員への意見聴取等

環境計画関連事業の進捗に関する取り組み状況や問題点の把握を必要とする時、監査員は事業の推進に関係のある者に対し、出席を求め、説明もしくは意見を聴き、または資料の提出を求めることができます。実施の要否、対象者は監査員の協議により決めますが、内容は評価の対象になりません。実施した場合は、監査責任者は「環境計画関連事業に関わる職員への意見聴取記録」を作成し、エコ推進管理責任者（環境局長）に提出します。

そこで、監査人が令和元年度の環境計画関連事業に関わる職員への意見聴取記録を確認したところ、以下のような記述が確認された。

#### 【意見聴取内容】

(一部省略)

(2) 第3次西宮市環境基本計画について

#### 【監査員の所見（提案等）】

(一部省略)

②環境計画の推進においては、各世代の参画と協働が必要ですが、地域で環境活動に取り組んでいる主体の高齢化が見られます。若い世代を取り込むことで、より幅広い世代の参画・協働を推進してください。

(一部省略)

④行政が、企業間の連携のきっかけづくりをすることで、事業者の参画を促進していただきたいと思います。

そのため、前記の【監査員の所見（提案等）】の記載内容について、翌年度以降の改善・対応状況について確認したところ、以下のような回答を得た。

（一部省略）

②環境計画の推進においては、環境計画推進パートナーシップ会議の委員として20代及び30代の若い世代を登用した。

（一部省略）

④特に対応していない。

②については、環境計画推進パートナーシップ会議の委員として20代及び30代の若い世代を登用しているとのことであるが、前記の意見聴取記録の趣旨は、各種地域活動を支えてきた担い手の高齢化であると考えられる。そのため、例えば、環境計画推進パートナーシップ会議において、より具体的に環境活動に参画する人材の高齢化への対応に関する議論を行い、実際の改善策を実施できるような会議運営等適切な対応が望まれる。

④について、監査員の意見について全て必ずしも対応しなければいけないものではない。しかし、事業者の参画促進は非常に重要な視点であり、西宮市としてもより積極的に取り組むべき課題である。また、SDGsの17番目のゴール「パートナーシップで目標を達成しよう」の観点からも重要である。

今後は、環境計画関連事業に関わる職員への意見聴取の結果について、内容を適切に検討し、必要に応じてより適切な対応を実施する体制を整備構築されたい。

（環境局）

（講じた措置）

#### 【環境局】

環境関連計画における目標値と環境計画関連事業推進状況等調査票の関連付けと進捗管理については、令和4年2月に目標設定を見直した第二次西宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）において、部門別の温室効果ガス排出量の数値目標を設定しております。目標値と環境計画関連事業推進状況等調査の関連付けは、数値目標に馴染まない事業や効果の把握が難しい事業等もあり困難ですが、数値目標以外に目標達成に向けた指標を設定しており、今後も、適切な目標値の進捗管理に努めてまいります。

スリム・リサイクル宣言の店事業については、令和4年度より事業名を「食品ロスの削減（事業系食品ロスの削減）」とし、実態に即した適切な事業単位に見直しておりま

す。

エコオフィス活動におけるP D C Aサイクルの推進については、5%以上エネルギー等の増加があった施設等に対して、備考欄にてその理由を記載させていましたが、令和3年度からは一律の記載を不要とし、各エネルギーの増減の大きな施設のみ理由を記載させています。温室効果ガスのほとんどを占める電気やガスのエネルギー使用量の減少効果は、ハード面の整備が大きく、公共施設の新築・建て替えの際の整備方針等のルールが必要です。そのため、西宮市の環境施策を推進するための市長をトップとした局長級以上の職員で構成される西宮市環境政策推進会議において、環境配慮指針の策定など公共施設のゼロカーボンに向けた資料として活用するなどにより効果的なP D C Aサイクルとなるよう検討してまいります。

「環境計画関連事業に関わる職員への意見聴取記録」の活用については、新型コロナウイルス感染症拡大を防ぐため、令和2年度より外部環境監査を中止しております。今後の実施については未定ですが、監査結果に対する措置状況を把握するなど、適切な実施体制の整備構築に努めてまいります。

### 3 エネルギー政策推進事業

8 (意見)

報告書104頁

【意見-12】 省エネチャレンジ事業の参加者増加について

省エネチャレンジ事業の参加者の反応は良いものの、参加者数は想定していた500名に及ばず、107名で終了している。既に省エネチャレンジ2021として、2020をバージョンアップさせた形で取り組んでいるとのことであるが、今後は取り組みの知名度アップを図り、より多くの市民に参加していただけるような工夫をされたい。

(環境局)

(講じた措置)

【環境局】

省エネチャレンジ2021については、内容を大幅に見直し、冷蔵庫などの家電製品の省エネ型への買い替えに対してノベルティを進呈する省エネ家電買い替えキャンペーンと、省エネアンケートに答えた方や省エネを実践し電気使用量の削減を達成できた方にノベルティを進呈する省エネアクションキャンペーンを実施し、643件の応募をいただきました。今後も、より多くの市民に参加していただけるよう、内容の充実に努めてまいります。

## 4 環境衛生協議会補助事業

9 (意見)

報告書106頁

【意見-13】 地区環境衛生協議会のメンバーの固定化・高齢化への対応について

前記のとおり、西宮市は各地区協議会の役員等へのアンケートを検討しており、その結果を今後の地区協議会の運営に役立てると共に、メンバーの固定化と高齢化という大きな課題への対応策を検討するとのことである。しかしながら、地区協議会の活動が地元自治会等のコミュニティの状況等を踏まえ、そのメンバーの判断に委ねられていることから、一律に西宮市主導での課題解決については困難であるとのことである。そのため、この課題への対応は、西宮市環境局だけではなく、西宮市全体、市民、NPO、営利企業等様々なステークホルダーを巻き込んで解決を目指す課題であると考えられる。特に、西宮市の地域コミュニティとの繋がりも多く有しているNPOやボランティア団体等への積極的な協力を求める等により、課題へ対応されたい。

(環境局)

(講じた措置)

【環境局】

地区環境衛生協議会のメンバーの固定化・高齢化への対応については、各地区の会長、副会長が役職を兼務しているなど負担になっている専門対策部(美化・保健対策部)について令和3年度に各地区協議会の役員等へのアンケートを実施した結果を反映し、令和4年5月20日開催の西宮市環境衛生協議会総会において廃止が承認され、改善を図りました。今後も、市、市民、NPO、営利企業等様々なステークホルダーを巻き込んで解決に努めてまいります。

## 5 空き地・空き家対策事業

10 (指摘及び意見)

報告書113、115頁

【指 摘－3】 西宮市空家等対策計画における PDCA サイクル推進について  
西宮市空家等対策計画においては、PDCA サイクルを回すことで、計画の推進を図ることとされている。そこで、監査人が直近2年間の PDCA サイクルの推進体制と C (check) と A (action) の具体的な内容について確認したところ、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、令和元年度及び令和2年度については西宮市空家等対策審議会を開催しておらず<sup>2</sup>、市は審議会の C (check) を受けていないとの回答であった。<sup>3</sup>そのため、2年間 C (check) を受けていない状況であったため、A (action) についても行っていない状況であった。

PDCA サイクルを適切に推進させる観点からは、C (check) について、2年連続での延期となることから、リモート会議等で開催するとともに、必要な A (action) を行う必要があったと考えられる。

PDCA サイクルを回すことは、重要な業務であるため、西宮市空家等対策計画における PDCA サイクルを適切に推進されたい。

【意 見－14】 空家・空地管理システムの活用について

現状は、市民等からの相談などによって把握した空家及び空地の位置や管理状態などを一元的に管理するものとなっており、日常的な空家率などの現状把握などに利用していない。一方、次期西宮市空家等対策計画の策定においては、空家等実態調査による空家の分布や空家率といった現状把握の基礎資料として利用し、所有者アンケートの結果など他の空家に関するデータと組み合わせることで課題抽出につながる分析を行っているとのことである。しかしながら、西宮市空家等対策計画の PDCA サイクルの推進にあたっては、空家等対策審議会におけるより深い検討に資する情報（例えば、地区ごとの空家率や管理不全空家率等）を提供するため、システム情報をさらに活用することが考えられる。

今後は空家・空地管理システムの情報をさらに活用し、より適切な PDCA サイクルの推進が望まれる。

(環境局)

<sup>2</sup> 事務事業評価は実施してるものの、西宮市空家等対策計画における PDCA の C (check) には該当しない。

<sup>3</sup> 令和3年度は実施している。

(講じた措置)

**【環境局】**

西宮市空家等対策計画（以下、「計画」という。）におけるP D C Aサイクル推進については、包括外部監査前に開催された令和3年度第1回西宮市空家等対策審議会（以下、「審議会」という。）において、計画に基づく事業の進捗状況を報告し、第2回から第4回の審議会等における意見を踏まえて、第二次西宮市空家等対策計画（以下、第二次計画という。）を策定しています。

また、令和4年度以降も第二次計画の推進体制に基づき、適切に計画の進捗管理を行ってまいります。

空家・空地管理システムは、平成28年度及び令和2年度の市域全体を対象に実施した空家等実態調査の結果をベースに、日々の業務において把握した空家及び空地の情報を反映させたシステムになっています。

空家・空地管理システムの活用については、これまでと同様に空家等実態調査や市民等からの相談により把握した空家及び空地の位置や管理状態の一元管理、計画改定作業における基礎資料の作成に活用するとともに、今後は、把握した管理不全空家への対応や経年変化などを審議会において報告するために活用することを予定しており、より一層の空家・空地管理システムの情報の活用による適切な第二次計画の推進に努めてまいります。

## 6 葬儀・斎場管理運営事業

1 1 (指摘及び意見)

報告書 1 1 7～1 2 2、1 2 4～1 2 5 頁

【意見—15】 葬儀斎場管理運営事業に関する中長期的な事業計画策定の必要性について

現在、葬儀斎場管理運営事業に対する中長期的な事業計画は存在しない。

葬儀に対する価値観や習慣の変化を背景に、家族葬や直葬といった簡素な葬儀を選ぶケースが増加してきており、葬祭事業に対する市民ニーズも大きく変化している。また満池谷斎場の施設は築 30 年を超過し、老朽化が進んでおり、今後大きな修繕を行わなければ施設の保持が難しい可能性がある。

今後、どのように経営していくのか、市民ニーズの変化による事業の予測や施設・設備の老朽化への対応を含めた中長期的な事業計画を作成されたい。

【意見—16】 市営斎場に関する広告の削除努力について

令和 2 年度より民間事業者の斎場利用ができないようになってきているが、民間事業者のインターネット上の広告では、未だ市営斎場が利用可能であるような記載が見受けられる。また、いかにも西宮市と提携しているかような記載をしている業者も見られた。市によると、こうした民間事業者のインターネット上の広告に対する処置は難しいとのことであるが、市民に誤解を招く恐れがあることから、場合によっては法的措置<sup>4</sup>も視野にいれた適切な指導が必要である。

【意見—17】 (過去の意見の措置状況) 葬祭事業の使用料水準の見直しについて

平成 25 年度の包括外部監査「使用料・手数料等に係る財務事務の執行について」において葬祭使用料・斎場使用料に関して下記の意見が出されている。

<sup>4</sup> 景品表示法上の有利誤認に該当する可能性がある。当該規制に抵触する場合には、消費者庁による違反状態の是正等の措置命令、課徴金納付命令等が採られる。

【平成 24 年度における受益者負担割合の状況】

その他の施設 (単位: 千円)

各論 番号	使用料 手数料名	収入	金額 (A)	原価	金額 (B)	受益者 負担割合 (C)=(A)/(B)
30 31	葬祭使用料 斎場使用料	使用料	19,841	物件費	49,446	35.3%
		国 県支出金	-	人件費	563	
		その他	-	退職給付	63	
				減価償却費	6,207	
		合計	19,841	合計	56,279	

※上記の受益者負担割合は葬祭使用料に加え、【31】 斎場使用料も含めて算定。

上記のとおり、平成 24 年度数値に基づく受益者負担割合は 35.3%と低い負担割合となっている。使用料水準について値上げも含めて再度検討すべきであると考えます。

平成 24 年度における葬祭使用料・斎場使用料の受益者負担割合は 35.3%である。対して平成 25 年度の包括外部監査報告書では当使用料は「特定の市民が対象かつ民間でも類似の施設があり、受益者負担割合としては 75~100%が目安」とされた。

分類区分: I の考え方…受益者負担割合 75~100%を目安とするもの

特定の市民が対象かつ民間でも類似の施設があり、駐車場など施設の採算性も比較的高いと考えられるため、受益者負担割合としては 75~100%を目安とする。

しかし、平成 25 年度以降、各使用料が見直されたことはない。

令和 2 年度の収入及び原価で受益者負担割合を算出した結果は以下のとおりである。

(単位: 千円)

収入	金額	原価	金額	受益者 負担割合
使用料	78,780	事業費	121,075	
		派遣職員給与	27,584	
		派遣職員社会保険料	4,137	
		減価償却費	10,386	
合計	78,780		163,182	48%

都市整備公社が自主事業として行っていた葬祭事業を市の事業と変更したことにより受益者負担率は 48%と改善しているものの、目標値である 75%~100%は達成していない。引き続き、使用料水準の改善に努められたい。

【意見-18】 葬儀・斎場管理運営事業の在り方について

葬祭事業は、民間事業者においても広く提供されているものであり、その公共性に

については必ずしも高いとは言えない。こうした事業に対して、行政コスト計算ベースで年間約 84 百万円（下記□参照）を市が負担している。

西宮市においても、下記 i ～ iii の事由も鑑みたうえで、上述の事業計画の策定とあわせて、事業の継続が適切か否かについて慎重に検討されたい。

i 多額の市税が投入されていること

事業の歳入歳出から算出した支出超過額に市からの派遣職員の人件費等を加味・調整して市の負担額を算出した結果は以下のとおり<sup>5</sup>である。

（単位：千円）

	令和 2 年度
<b>【歳入歳出】</b>	
歳入	78,780
歳出	△121,075
<b>【調整】</b>	
派遣職員給与	△27,584
派遣職員社会保険料	△4,137
減価償却費	△10,386
最終赤字額	△ 84,402

（出典：市提供の資料を基に監査人が作成）

年間約 84 百万円の負担が市にあることがわかる。加えて、斎場の施設及び設備は建設から 30 年以上経過しており、老朽化のため今後大規模な修繕が必要となる可能性が高いとされている。そのため今後継続して事業を行う場合には更に大規模な設備投資が必要となることが推測される。

ii セーフティネットの存在及び葬儀の考え方の変化

葬儀に対するセーフティネットとして、生活保護法の第 18 条で「葬祭扶助」が定められており、対象者には葬儀費用として上限 206,000 円が国より支給される仕組みが存在している。法の仕組みで「低廉」葬儀が可能であることがわかる。

<sup>5</sup> 派遣職員については「令和 2 年度 西宮市の給与・定員管理等について」の一人当たり給与費より算定している。また派遣職員の退職給付費用負担は金額が僅少であるため加味していない。減価償却費は西宮市から提供を受けた固定資産台帳より算定しており、事務事業評価の償却費と異なっている。

### iii 業務の再委託について

満池谷斎場は平成3年の設立時より市の外郭団体である一般財団法人西宮市都市整備公社（設立時は都市整備公社と合併前の西宮市斎園サービス公社）が指定管理者としてその管理・運営を担っている。指定管理者は複数の業務を再委託<sup>6</sup>している。再委託されている業務は以下のとおりである。

#### 【再委託業務】

- 1 斎場清掃業務
- 2 斎場自動扉保守点検業務
- 3 斎場排水管清掃業務
- 4 斎場貯水槽清掃業務
- 5 葬儀執行における立看板等設置業務
- 6 葬儀執行における受付セット設置業務
- 7 葬儀執行における納棺・司会及び音響設備設置業務
- 8 寝具用品搬入業務
- 9 納棺時の枕机設置業務
- 10 葬祭葬儀システム保守業務
- 11 葬祭葬儀システムハードウェア保守業務

国の方針等においても再委託は原則禁止であり、「西宮市満池谷斎場指定管理業務仕様書」においても「再委託の禁止<sup>7</sup>」が定められているが、設備の維持管理に加えて、葬儀執行における納棺・司会及び音響設備設置業務のような運営業務に関しても再委託されている。

#### 【指 摘－4】 満池谷斎場の指定管理者の選定方法について

満池谷斎場の指定管理者は開設以来、非公募で都市整備公社が指定されている。平成30年4月1日から平成35年3月31日（5年間）の指定管理期間における「非公募とする理由」は以下のとおりである。

指定候補者を公募しなかった理由

<sup>6</sup> 再委託とは、契約の履行にあたり、委託業務に係る履行の全部又は一部について、第三者と委任（準委任含む）又は請負に係る契約を結び、役務の提供を受けることをいう。委託業務の全部又は一部を契約者自らが実施せず、外注や下請けに発注する場合は、再委託に該当するため、発注前の申請手続きが必要である。

<sup>7</sup> ただし、業務の一部について、市の承認を受けた場合には専門業者に再委託することができる。

満池谷斎場が葬儀に特化した施設になっており、営利目的による運営を防止し、公平性を確保する必要があること、また、市営葬儀との関連が密接で、市営葬儀の運営に沿った形態で取り組む必要があるため、非公募の継続が適切と判断します。

公募は指定管理者の選定の原則であり、指定管理者を導入したことをもって営利目的に陥ることはない。

葬祭事業は民間でも広く行われている事業であり、民間の指定管理者を導入することにより、そのノウハウを有用に活用できる事業でもあると考えられる。また過去の包括外部監査においても、外郭団体だからという安易な理由で非公募とすることは好ましくないとの意見がなされている。

非公募の理由を再検討する必要がある。また非公募とする適切な理由がない場合には、「西宮市指定管理者制度運用指針」の募集方法の原則どおり、公募することも検討されたい。

**【意見—19】** 都市整備公社の月次報告に対する決裁漏れについて

都市整備公社は仕様書の中で月次の業務報告を行うことを求められており、毎月斎園管理課に報告書が提出されているが、この月次の報告書について市の決裁がなされていない。斎園管理課では、都市整備公社の他に指定管理者が2社存在するが、都市整備公社以外の指定管理者の月次報告については適切に決裁がされている。都市整備公社の月次報告については、長年決裁がされておらず、提出後、保管されているのみである。また、決裁がされていない経緯・理由も明確ではない。

都市整備公社からの月次報告に対して適切な決裁をされたい。

(環境局)

(講じた措置)

**【環境局】**

葬儀斎場管理運営事業に関する中長期的な事業計画については、策定の必要性を十分認識しており、葬儀に対する市民ニーズの大きな変化や、老朽化する斎場施設への対応策等を踏まえ、今後、策定に向けた検討を進めてまいります。

市営斎場に関する広告の削除努力については、満池谷斎場と市営葬儀は民間葬儀社と一切関係がないことを市民に注意喚起するとともに、市民に誤解を招く恐れがある広告が民間葬儀社のホームページ上に掲載されていないか、今後とも継続してチェックを行うなど、適切に対応してまいります。

葬祭事業の使用料水準の見直しについては、市営葬儀が持つ市内におけるセーフティネットの役割及び近隣都市の同類施設等との整合を図る必要があることから、使用料水

準の改善について、慎重に熟慮の上、検討してまいります。

葬儀・斎場管理運営事業の在り方については、福祉施策の一事業として、時代に対応した葬儀サービスの在り方を注視し、市民の葬儀ニーズを意識しながら、市営葬儀の在り方を見据えた取り組みを今後も進めていくなかで、事業の継続性について慎重に検討してまいります。

満池谷斎場の指定管理者の選定方法については、満池谷斎場が、令和2年度から簡素かつ低廉で信頼できる市営葬儀専用施設として位置付けられており、市営葬儀の運営に対する高い信頼と支持を得て、運営ノウハウ・実績を持つ（一財）西宮市都市整備公社を指定することが適切であると判断し、非公募としています。

都市整備公社の月次報告に対する決裁漏れについては、令和4年度に係る都市整備公社の月次報告分より、火葬場などの施設と同様に適正な事務処理に努めております。

## 7 墓地・納骨堂管理運営事業

1 2 (指摘及び意見)

報告書127、130～135、138～140頁

【意見—20】 墓地整備等に関する将来の需要調査及び基本計画の策定について

現在、西宮市では墓地整備等に関する基本方針・基本計画が存在しない。また将来的な需要調査等も行っていない。

多死社会が迫る中で、他市では今後大幅に墓地が不足するとの調査報告が出されている。また墓地行政を取り巻く環境や市民の意識は近年大きく変化しており、これまでの施策を大きく変更せざるを得ないような状況が予想される。

そのような中、市は将来どのような形態の墓地に対して、どの程度需要が増加し、またこの需要に現在の状況で対応可能であるのか、また現状で対応できない場合にはどのような対処方法があるのか、把握・検討できていない。

市民に提供できる個別式の墓地区画は残り少なく、近い将来、墓地の返還もしくは無縁墳墓を改葬することによって、区画販売を行っていかざるを得ない状況になることが見込まれる。しかし、現状では無縁墳墓の調査が進んでおらず、返還墓地だけで今後の需要に対応できるのかについて疑義がある。建設中の合葬式墓地に関しても、実際のどの程度申込があるのかも、実際申込が始まってみなければわからないとのことである。

西宮市では原則、市が墓地を経営するものとしているため、その公共性は極めて高い。今後は将来の墓地需要の調査を行い、基本計画等を策定することにより、計画的に墓地行政を行っていく必要がある。

【意見—21】 無縁墳墓の調査・対策について

無縁墳墓とは管理する縁故者のいなくなった墓を指す。大規模に調査を行った他の自治体の公営墓地の中には、墓地の半数近くが使用者のわからない無縁墳墓であったといったケースも見受けられ、墓地行政として大きな問題の1つとなっている。その背景には少子化や単身世帯の増加、都市部への人口集中等が存在し、現在の墓地経営が「墓地は子孫が永続的に継ぐもの」という前提の「永代使用」の仕組みでは、成り立たなくなっていることがうかがえる。

無縁墳墓と認定された場合には、「墓地、埋葬等に関する法律施行規則」(以下、「墓理法施行規則」という。)第3条に示された手続きにより、改葬可能であるものの、無縁墳墓であるか否かの調査は煩雑であり、また墓石の撤去等にも安くはない費用負担が発生する。また、前記の施行規則はあくまでも行政上の手続きに過ぎず、

民法上、墓地使用者との関係でも改葬手続が適法になるわけではないため、例えば無縁墳墓であると思ったところが無縁ではなく墓地使用者がいた場合、墓地使用者に対して損害賠償責任を負うことがある。そのため全国的にも無縁墳墓の調査すら行われていないことも多い。さらに西宮市は年間管理料を毎年度徴収する方式ではなく、使用申込時に一括で永代管理料として徴収するため、年間管理料の滞留という事象がなく、他市に比してより無縁墳墓の状況が把握しづらい状況もある。

西宮市では、満池谷墓地で平成14年度、15年度、19年度に無縁墳墓の調査及び改葬の手続きが実施された。その後、甲山墓園及び鳴尾3墓地に関しても調査を行うとされていたが、今現在も実施されていない。

西宮市営墓地において新しい墓地の設置できる土地はほとんど残っておらず、また新しい土地での墓地開発も困難である可能性も高い。そのため近い将来、市民からの墓地需要は合葬式墓地、墓地返還及び無縁墳墓の改葬によって賄うほかない状況に陥ることも予想される。一方で無縁墳墓の調査には多大な手間と時間がかかる。市は無縁墳墓の調査に関してその手順を含めた基本方針及び計画をたて、実施されたい。

また、無縁墳墓が発生してしまうと、その対処にコスト・手間・時間がかかることから、そもそも無縁墳墓を発生させない仕組みが重要である。例えば、永代使用許可ではなく、一定の期限が来ると無償で更新できる使用期限付きの制度を導入すること等が考えられる。他の自治体の事例として、東京都では無縁墳墓になる前に「墓じまい」を促進させる施策として、利用墓所を返還することを条件として、墓じまい後に無償で合葬式墓地の利用が可能となる仕組みを導入している。また明石市では利用墓所返還の際に義務となる墓石撤去等の原状回復を免除する特例措置を導入し、実際多くの墓地返還があったとのことである。西宮市においても無縁墳墓の調査とともに無縁墳墓を発生させない仕組みづくりの導入を検討されたい。

(参考) 無縁墳墓改葬手続き

① 墓地、埋葬等に関する法律施行規則第3条の手続き

第三条 死亡者の縁故者がない墳墓又は納骨堂（以下、「無縁墳墓等」という。）に埋葬し、又は埋蔵し、若しくは 収蔵された死体（妊娠四月以上の死胎を含む。以下同じ。）又は焼骨の改葬の許可に係る前条第一項の申請書には、同条第二項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

1. 無縁墳墓等の写真及び位置図
2. 死亡者の本籍及び氏名並びに墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に

関する権利を有する者に対し一年以内に申し出るべき旨を、官報に掲載し、かつ、無縁墳墓等の見やすい場所に設置された立札に一年間掲示して、公告し、その期間中にその申出がなかつた旨を記載した書面

3. 前号に規定する官報の写し及び立札の写真

4. その他市町村長が特に必要と認める書類

## ② 無縁墳墓であることの調査（通説）

墓地使用者があとで現れて、損害賠償責任を追及されないためには、前記①の無縁改葬手続を履践することに加え、墓地使用者、縁故者の存在（不存在）について下記のような十分な調査を尽くしておく必要がある。

- 墓地使用者として届けられている者の少なくとも3親等内の親族について戸籍等の調査をして、連絡を試みる。
- 墓地埋葬法上は無縁改葬の立札は1年で足りるが、失踪宣告（行方不明になった人が民法上、死亡したものと扱われる制度。7年間行方不明で死亡と扱われる。）をすることができる民法の規定を参考に7年ほど掲示すべきという見解もある。
- 掲示している期間中、月に数回、当該墓地に参拝の形跡がないか確認し、記録する。



平成19年度無縁墳墓調査時の立て看板（令和3年9月撮影）



無縁墳墓と考えられる区画

（出典：監査人撮影）

【指 摘－5】 鳴尾3墓地の管理について

上田墓地、中津墓地、上鳴尾墓地の鳴尾3墓地は、旧鳴尾村から昭和26年に市が管理を引き継いだものである。旧鳴尾村から引き継いだ墓地台帳と現在の鳴尾3墓地の使用状況は一致しておらず、使用者が誰なのか判明しないケースも多い。特に上鳴尾墓地においては墓石が無秩序かつ所狭しに置かれており、通路もなく、各墓地の区画すら明確ではない。上田墓地、中津墓地においても、阪神淡路大震災で倒壊したと考えられる墓石等が多数放置されており、中には安全性に問題のある状況の墓石も見受けられた。

鳴尾3墓地は、現状では未利用区画を販売できる状況にはないが、アクセスも良く、販売できるようになれば市民からのニーズは高いと想定される。

まずは状況調査を行い危険個所の対処を行うとともに、無縁墳墓の調査の一環として、区画整理を行い、適切に「管理」できるように改善されたい。



上鳴尾墓地

(出典：監査人撮影)

【意見－22】 市営墓地・墓園における行政財産の貸し付けについて

満池谷墓地、甲山墓園、白水峡公園墓地にはそれぞれ香花売場（売店）が設置されており、いずれも行政財産の使用許可として民間事業者が運営している。当該使用許可は一部店舗では公募により選定されているが、それ以外は非公募で、基本的に長年同一の事業者には許可<sup>8</sup>されている。市の担当者によると、墓地建設時の経緯により非公募とされてきたのだろうとのことではあったが、その経緯は正確には判明しない。

<sup>8</sup> 例外的に個人事業者へ許可していたものを、原則どおり法人に変更したことを除く。

一方で国の方針<sup>9</sup>としても「透明性、公平性を確保するとともに、資力、信用、技能等を十分調査した上で、公募になじまないと判断される場合を除き、公募により選定するものとする。」と規定されており、行政財産の使用に関しても公募が原則である。行政財産の使用許可に関して、非公募の適切性について再確認されたい。

【意見—23】 墓地の募集頻度について

現在、墓地の募集（鳴尾3墓地は募集なし）は毎年度いずれかの墓地1か所である。

【募集一覧】

年度	施設	販売区画数	申込数	倍率
平成25年度	白水峡	120	244	2.03
平成26年度	白水峡	134	187	1.40
平成27年度	白水峡	94	130	1.38
平成28年度	満池谷	90	636	7.07
平成29年度	甲山	58	366	6.31
平成30年度	白水峡	129	147	1.14
令和元年度	白水峡	70	55	0.80
令和2年度	満池谷	90	517	5.74

一方で募集に比して返還が多いため、市営墓地の未利用区画は8年で約3倍増加している。また、未利用区画が増加している一方で、特に満池谷墓地、甲山墓園の募集に対する申し込みは倍率5～7倍となっており高いニーズがあることがわかる。

【販売返還区画一覧】

	満池谷			甲山			白水峡			合計		
	販売	返還	未利用	販売	返還	未利用	販売	返還	未利用	販売	返還	未利用
平成25年度		21	92		18	54	120	14	94	120	53	
平成26年度		34	126		14	68	134	24	112	134	72	
平成27年度		42	168		14	82	94	27	107	94	83	
平成28年度	90	31	127		11	93		18	125	90	60	
平成29年度		53	180	58	12	49		26	151	58	91	
平成30年度		41	221		24	73	129	26	217	129	91	
令和元年度		35	256		21	94	70	44	293	70	100	
令和2年度	90	33	212		14	108		36	329	90	83	

【未利用区画推移】

<sup>9</sup> 「行政財産を使用又は収益させる場合の取扱い基準について」（昭和33年1月7日蔵管第1号 最終改正平成27年1月16日）「第3節 使用許可 第2 相手方の選定」



このように、増加している未利用区画に対する高いニーズがある中で、満池谷墓地、甲山墓園の募集が数年に一度しかないというのは、効率的とは言い難い。市は各年度一か所の募集となっている理由として、ある程度まとめて販売することによって募集パンフレット等の印刷物のコスト削減ができること、また募集事務に対応する人員が十分にいないことをあげている。しかし、今後、墓地返還はさらに増加すると考えられ、このままの販売頻度では、ますます未利用区画が増加すると想定される。

墓地の未利用区画を速やかに市民に提供できるよう、募集頻度や方法、人員体制を見直されたい。

【意見—24】 市営墓地・墓園における日報の記載項目について

満池谷墓地・甲山墓園・白水峡公園墓地（以下、「3墓地」という。）にはそれぞれ管理棟があり、市の担当者または指定管理者が日報を作成している。しかし3墓地の日報の記載項目及び記載内容は一致しておらず、形式もまちまちである。市によると記載項目・内容は一律に定めていないとのことである。その結果、詳細に日報を記載しているところもあれば、簡素な日報となっているところもある。しかし日報は本部への定期的な提出書類ではないとしても、本部が日々の状況を把握できるようにしておくべき重要な書類である。3墓地の日報がそれぞれ異なる記載項目・内容であることは望ましくない。

また甲山墓園は指定管理者制度が導入されており、日報は指定管理者の業務のモニタリング上、重要な書類である。日報で、仕様書で規定されている業務内容を確認できるようにすることが望ましい。

日報の記載内容について検討されたい。

【指 摘－6】 市営墓地・墓園の苦情・相談に関する記載項目等及び未報告事項について

上述した日報と同じく3墓地では、利用者からの苦情や相談があった際に、その内容を記録することとなっているが、記録する形式及び記載事項が墓地間で異なっている。

特に甲山墓園では、苦情・相談に関して指定管理者は「苦情・相談受付経由処理票」を作成することになっているが、平成28年7月の作成を最後に、それ以降作成されていないとのことであった。その理由として、それ以降の苦情・相談<sup>10</sup>等については、その場で直ちに対処しているため、市に報告する必要がないものとして処理票を作成・記載していないとのことであった。しかし「西宮市立甲山墓園指定管理業務仕様書」において、「墓地の維持管理に関する業務」の項目に「墓地の利用者や近隣住民からの苦情、要望を受けたとき、利用者間のトラブルが発生した場合は、速やかに対応し、その内容及び措置状況を報告すること。」と規定されており、苦情・要望について処理票を作成せず、市へ報告されていないことは、仕様書に反している。また市の墓地の運営上、こうした指定管理者への苦情・相談について市が適切に把握しておく必要があることは言うまでもない。

3墓地の報告形式やその内容を再検討するとともに、苦情・相談内容に対する市への報告を徹底すべきである。

また今後無縁墳墓（後述）の調査を行っていく場合にはこうした情報も重要となる可能性がある。市は3墓地だけでなく、鳴尾3墓地の対応も含めて、苦情・相談事項の対応マニュアルを定め、適切に対応するとともに、情報収集にも努められたい。

【指 摘－7】 指定管理者の無縁墳墓調査結果の報告について

「西宮市立甲山墓園指定管理業務仕様書」では指定管理者の主な業務内容の1つとして下記事項の実施が求められている。

無縁墳墓の整理に関する業務

- ア 対象区画の現況調査(写真撮影等)及び資料作成
- イ その他無縁墳墓の整理について市が指示する業務

現在、指定管理者は甲山墓園の南園において長期間放置されていると考えられている墓地について写真撮影を行い、資料にまとめている。しかし、市はこの資料の存在を把握していなかった。指定管理者への業務として指示しているにもかかわらず、市

<sup>10</sup> 例として、隣地の雑草や樹木が侵入している等。他の墓地では苦情・相談として記録されている事項である。長年手入れされていない事が予想され、無縁墳墓の兆候である可能性がある。

はその結果を取得できていない。

上述のとおり、無縁墳墓の調査は今後の墓地行政の大きな課題として適切に対応していかなければならない問題であり、甲山墓園のように、墓地管理に指定管理者制度が導入されている場合には、指定管理者の業務の一環として無縁墳墓の確認業務が必要となってくるだろう。今後は市と指定管理者の両方で密に情報交換を行いながら対応していく必要がある。指定管理者の無縁墳墓に関する業務に関しても適切に指導されたい。

【意見—25】 市営墓地に関する指定管理者制度の導入の検討について

現在、墓地の管理に指定管理者制度を導入しているのは甲山墓園のみである。白水峡公園墓地に関しては平成30年度まで指定管理者制度を導入（外郭団体である西宮市都市整備公社を非公募で指定）していたものの、合葬式墓地の建設開始に合わせて直営での管理に戻している。また満池谷墓地に関しては、古い墓地であるため管理が煩雑であるとして、これまで指定管理者制度を導入したことはない。

一方で西宮市としては、民間のノウハウの活用のため、積極的な指定管理者制度の導入を推奨している。

市では墓地への指定管理者制度の導入が進まない理由として、墓地は歴史が古く、その管理が煩雑であること、民間事業者にとって墓地管理の指定管理者はそれほど魅力的ではないため募集しても民間からの応募は少ないと予想されること、としている。しかし、監査人が調べたところ、全国の多くの公営墓地において、外郭団体ではない完全な民間企業を公募で指定した指定管理者制度が導入されている。

市の墓地行政は人員不足によって、将来の基本的な計画、老朽化している火葬炉の方針、墓地の無縁化調査・対策、効率的な未利用区画の募集等が進んでいないように見受けられる。指定管理者制度を導入し、効率的な管理を行うことによって、人員不足を補い、墓地行政を充実させることが必要であると考えられる。

今一度、各墓地への指定管理者制度の導入を検討されたい。

(参考) 斎園管理課における指定管理制度導入状況

満池谷墓地	甲山墓園	白水峡公園墓地	満池谷斎場	満池谷火葬場
なし (直営)	【公募】 (社)西宮高齢者事業 団	～平成29年度 【非公募】 (財)西宮市都市整備 公社	【非公募】 (財)西宮市都市整備 公社	～平成29年度 【公募】 (株)五輪
		平成30年度～現在 なし (直営)		平成30年度～現在 【公募】 (共同事業体)五 輪・日本管財グル ープ

(環境局)

(講じた措置)

#### 【環境局】

墓地整備等に関する将来の需要調査及び基本計画の策定については、墓地整備の需要・供給双方のバランスを捉える必要があることは十分認識しており、令和4年8月現在整備を進めている白水峡公園墓地内の「合葬式墓地」の供給や、「無縁墳墓の調査・対策」と併せて、今後検討していくなかで、計画的に墓地行政を遂行できるよう努めてまいります。

無縁墳墓の調査・対策については、その実施には膨大な労力が必要なことから、民間活力の利用も含め、的確に1つの事業として進捗するよう検討を行い、無縁化を防ぐ仕組みづくりにつなげてまいります。

鳴尾3墓地の管理については、紙による台帳管理からシステム管理へ移行しており、実態調査によりデータの精度を高めながら、今後は、公募など段階的に他墓地と同様に取り組めるよう整えていくとともに、適切に管理できるよう努めてまいります。

市営墓地・墓園における行政財産の貸し付けについて、香花売場の運営については、運営事業者の廃業などの変更事由が生じた際には公募を実施しており、今後も利用者への混乱を招かぬよう取り組むなかで、非公募の適切性について再確認してまいります。

墓地の募集頻度については、市内各墓地の未利用区画の状況を踏まえ、年次的に解消できるよう募集に取り組んでおりますが、令和4年度現在の斎園管理課の体制では、十分な展開ができておりません。人員配置などの体制強化も講じながら、墓地を市民に提供できるよう努めてまいります。

市営墓地・墓園における日報の記載項目については、市直営の墓地だけでなく、指定管理による墓地も含め、全体的に統一するよう、日報の記載項目や内容について検討してまいります。

市営墓地・墓園の苦情・相談に関する記載項目等及び未報告事項については、まずは、苦情や相談に対する現場での迅速な対応を念頭に置きながら、記載項目や内容の再検討及び各墓園間での統一化、また、緊急対応時の結果も含めた報告を徹底するなど、情報収集に努めることで、市民サービスへの向上につなげてまいります。

指定管理者の無縁墳墓調査結果の報告については、指定管理者が運営する墓園についても、無縁化対策を講じたうえで、市が指定管理者と密に情報交換等の連携をとることで、無縁墳墓に関する業務に関しても適切に指導してまいります。

市営墓地に関する指定管理者制度の導入の検討については、墓地の無縁化対策や合葬式墓地の整備に関して、市が直接かかわることで、早い段階での一定の整理を行い、市直営の墓地についても指定管理者制度など民間活力の導入可能性について検討してまいります。

## 8 火葬場管理運営事業

1 3 (意見)

報告書 1 4 2 ~ 1 4 3 頁

### 【意見-26】 火葬場の将来計画について

現在の満池谷火葬場の火葬炉（本体）は耐用年数が 30 年といわれているが、前回更新年度から令和 3 年 9 月末現在で既に 30 年が経過し、老朽化が進んでいる。令和元年度から火葬炉の炉内設備の更新を順次行い、最新の状態にしているが、今後、火葬炉(本体)を計画的に更新していかなければならない。

	耐用年数	前回更新年度	経過年数 <sup>※</sup>
火葬炉（本体）	30年	平成3年	30年
火葬炉（炉内設備）	7～8年	令和元年～5年	2年～
設備補機関係整備等			
1. 排気ファン更新（5系列分）	10～15年	平成25年～平成28年	5年～8年
2. 燃焼空気プロア更新（5系列分）	10～15年	平成25年～平成29年	4年～8年
3. 排気筒更新（5系列分）	10～15年	平成26年～平成28年	5年～7年
4. 集塵装置更新	10～15年	平成30年	3年
電気設備関係更新			
1. 動力盤更新	10～15年	平成23年	10年
2. 炉操作盤更新	10～15年	平成24年	9年
電動台車類更新			
1. 棺台車（3台）	3～5年	令和元年	2年

※令和 3 年 9 月 30 日時点

市によれば、火葬炉本体の耐用年数 30 年を超えることから、火葬場の建物自体が今後も継続して使用できるかも含め、安全性を確認するため、令和 2 年度に既存鉄筋コンクリート造学校建物の耐力度測定方法に準拠し、火葬場の耐力度について調査を行った。

その結果、現状で直ちに建て替えが必要な状態ではないとの報告があり、それを踏まえて現施設での火葬炉本体の更新計画を進めている。

#### 【満池谷火葬場火葬設備改修】

(単位：千円)

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
炬番号	10, 11	6, 7	1, 2, 3								
項目	・ 2 基 ・ 排気 ファン 5 系列整備	・ 2 基 ・ 排気 ファン 1 系列整備	・ 3 基 ・ 排気 ファン 4 系列整備	・ 中央監視 盤更新 ・ 動力盤更 新 ・ 集塵装置 整備 ・ 燃焼プロ ア 1, 4, 5 系列整備 ・ 棺台車 3 台整備	なし	なし	・ 本体更 新 2 基				
炬更新費	39,160	41,910	64,350				132,000	132,000	132,000	132,000	132,000
一般修繕費	3,080	3,080	3,080	27,830							
耐力度調査等											
計	42,240	44,990	67,430	27,830			132,000	132,000	132,000	132,000	132,000

確かに、今後、火葬炉本体を更新することで耐用年数である 30 年程度は火葬ができるものと思われるが、多死社会を迎えてさらに火葬需要の増加が見込まれ、かつ建物の老朽化も進んでいくため、火葬場が市民生活にとって必要不可欠であり、絶えずその機能を維持しなければならないことを考慮すれば、具体的な策定までに長期の時

間を要することが予想される次期火葬場の整備計画策定に向けて検討を始める必要がある。

(環境局)

(講じた措置)

**【環境局】**

火葬場の将来計画については、令和2年度に火葬場建物の耐力度調査を行い、今後30年は使用に耐えうるとの調査結果を得ており、その結果を踏まえて、現施設で火葬炉本体の更新を行いながら、施設の長寿命化に努めていくこととしておりますが、それと並行して、次期火葬場の整備計画策定の必要性について検討してまいります。

## 9 じんかい収集事業

### 1 4 (指摘及び意見)

報告書153～154、156～157、161～165、171、173～175頁

【意見-27】 じんかい収集事業に関する直営と委託のコスト分析について  
直営と委託の収集コスト比較表によると、人口一人当たり及びじんかい1kg当たりの直営コストは委託コストよりも多いという結果になっている。経済性の観点のみからすると、直営を廃止し、全面委託に切り替えることに利がある。事実、全面委託に切り替える自治体も見受けられる。しかしこのような状況下でも、直営の比率25%を担保することの意義について、市は次のような見解によっている。

市が直營業務を保有していなければ現場のことが理解できず委託業者に適切な指導ができない恐れがあること、ごみ収集業務は公共性が高く災害等の有事に対応するため直營業務を保有する必要性、また市は阪神大震災で被災した地区で、当時全国の自治体から災害援助を受けたこともあり、被災地への応援対応を重視する必要性、市内最大地区を委託している業者が仮に倒産した場合に、市が委託業者に代わって対応できるだけの体制として直営比率25%の保有が必要であるとの見解であった。

粗大ごみについても、直営比率100%保持している意義について、可燃ごみや不燃ごみ等の委託収集している地区の状況について把握する必要性や平時は粗大ごみ収集のみで使用しているダンプ車を災害対応時に備えて一定台数を保有しておく必要性があるとの見解であった。

しかしながら、じんかい収集事業のトータルコストは毎年上昇している。また、令和2年度の直営と委託のコスト比較表に基づくならば、全て委託にするという選択をしなかったに伴う機会コストは、じんかい収集実績1kgベースでおおよそ260百万円(21,923,020kg×11.9円(28.6円-16.7円))という計算結果となる。

市の見解のとおり、直営を一定程度保有することの意義は理解するが、直営で実施することによる上記機会コストを勘案しても、なお費用対効果の観点から現状の直営規模の維持が望ましいとする適切な説明が必要ではないかと考えられる。

【指摘-8】 機械式ごみ収集車の作業開始前点検、月例点検及び年次点検について

市では「日常点検整備表」を作成し、作業開始前点検は行っている。しかし、主として車両の駆動部分等(エンジン、バッテリー等)に関する点検となっており、架装部分に関する点検が作業前点検リストに含まれておらず、実施されていない。また、月例点検、年次点検についても、駆動部分等車検に関する内容以外は特に記録として

残されていない。

現状、厚生労働省「機械式ごみ収集車に係る安全管理要綱（基発第 60 号）」に従った作業開始前点検、年次点検及び月例点検がなされていない。今後は同要綱に従った点検を実施されたい。

【意見—28】 じんかい収集車の交通事故防止について

令和 2 年度まで年々交通事故が減少してきていたが、令和 3 年度には、人身事故が既に 2 件発生しており、物損事故のペースも昨年よりも多くなっている。

交通事故を減少させるために、定められた手順を遵守・徹底し、特に市民の安心・安全のために人身事故を撲滅できるようさらなる対策を講じるべきである。

【指摘—9】 じんかい収集事業に関する委託業者の作業日誌について

委託業者の作業日誌を確認したところ、乗務員、車両、いつ何を収集したか等の情報はおおむね記載されているが、美化第 1 課からの連絡事項や、その処理内容、にこやか収集の中断等の状況について詳細に記載している業者もあれば、まったく記載していない業者もあり、業者間によってばらつきがあった。

委託契約仕様書によると、作業日誌については、「市からの指示事項を受信確認のため必ず記載すること」となっている。

委託業務が拡大している中、市では委託業者への管理・監督の強化や業務の質的向上を図っていく必要があり、作業日誌に市からの指示事項の記載のない業者に対して、市から適切に記載するよう求められたい。

【意見—29】 収集地区別のごみ種別等の把握・分析とその活用について

前記入手資料に基づき、収集人口 1 人あたりのごみの量(Kg)を試算し、主な収集地区を追記したものが下記の資料である。

業者名	収集人口	令和2年度収集実績 (kg)										主な 収集地区
		可燃	不燃	PET	その他プラ	資源 A	資源 B	死獣・汚物	粗大	計		
直営	美化第 1 課	73,834	150.4	13.5	1.7	5.1	3.0	2.7	0.0	10.1	186.4	国道 2 号以南
	美化第 2 課	51,292	147.5	13.1	1.8	5.4	2.5	3.3	0.0	16.0	189.6	同上
	小計①	125,126	297.9	26.6	3.4	10.5	5.5	6.0	0.0	26.0	376.0	
委託	大栄	132,694	155.7	14.5	1.7	4.9	4.0	5.6	0.0	0.0	186.4	国道 2 号以北地区その 1 等
	ヤマサ	42,753	186.3	15.5	1.4	4.9	1.9	3.9	0.0	0.0	213.8	北部地区
	中澤総業	29,436	167.1	15.7	1.5	5.1	4.8	6.2	0.0	0.0	200.4	国道 2 号以北地区その 2
	兵庫陸運	74,061	154.6	14.9	1.8	4.8	3.5	4.6	0.1	0.0	184.2	国道 2 号以北地区その 3 等
	ダストマン	70,422	156.1	13.7	1.7	4.3	2.5	3.3	0.0	0.0	181.4	高須地区他等
	小計②	349,366	820	74	8	24	17	24	0	0	966	
古紙リサイクル協力会	474,492	0	0	0	0	3	1	0	0	4		
合計	474,492	1,118	101	11	34	25	30	0	26	1,346		

(出典：入手資料に基づき監査人作成)

前記から、北部地区や国道2号以北その2の地区<sup>11</sup>で、1人当たりごみ収集量が多く、またPETが少ない等の特徴が確認された。監査人はその原因を市に確認したところ、現在市では、地区ごとのごみ収集量やその種別の分析を実施していないため、不明とのことであった。

ごみの地区別種別分析を実施することでその傾向や特徴を把握し、その結果を踏まえ、地区ごとで実効性のある対策を講じることは、ごみ減量対策を効果的かつ効率的に実施する観点から重要であると考えられる。よって、ごみの地区別種別分析を実施するとともに、その結果を地区ごとの効果的かつ効率的なごみ減量施策に活用することを検討されたい。

【意見—30】 にこやか収集について

一人暮らしの高齢者世帯等の増加もありにこやか収集の収集件数も増加傾向にある。今後も、高齢者単身世帯の増加により、高齢者のごみ出し支援へのニーズが高まり、収集世帯数の増加が見込まれる。一方で、にこやか収集は戸別訪問による収集であることからコストもかかり財政への影響もあるため、利用者の適切な管理が必要である。平成29年から30年に実施件数が減少したのは、平成30年度ににこやか収集の利用要件を満たしているかどうか確認したところ、利用要件に該当しなくなっていた利用者が複数存在し、そのような利用者の利用を停止したためとのことである。平成30年度には、前記のような確認をされたが、現状は利用者が一定期間を経た時点であらためてサービスを継続するかどうかの意思確認を行うためのルールはない。前記のような事象の発生を防止する観点から継続支援を定期的に確認するルールを設ける必要があるのではないかとと思われる。

また一方で重要なことは、必要な支援を受けられない高齢者を生まないことである。そのため、環境事業部のみならず福祉部とも連携し社会の変化に対応した持続可能なごみ収集のあり方についても適宜検討していく必要があると思われる。

【指摘—10】 所在不明の資産について

現物がないにもかかわらず、備品台帳計上されたままになっていたことから、会計規程に従った処理が行われておらず、必要な管理者の決裁を受けることなく除却又は処分された可能性が高い。固定資産の喪失が生じた場合には、所管課において会計規程に従った手続きを遵守・徹底する必要がある。

<sup>11</sup> 収集地区の区分については、(3) 収集・運搬 ②収集管轄及び⑤委託収集を参照のこと。

**【指 摘-11】 未利用資産について**

西宮市会計規則第 73 条 2 項では、「物品管理者は、その所管に係る備品が不用になったとき又は使用に耐えないと認めるときは、不用の決定をしなければならない。」とされている。備品のうち本来の用途に使用できなくなったもの又は長年使用しなくなったものがあるときは、不用の意思決定を行い物品管理者は会計管理者に報告し、備品の返納をし、売却及び廃棄の手続をすべきである。

**【指 摘-12】 固定資産の管理換え、設置変更登録漏れについて**

西宮市会計規則第 69 条によると「物品管理者は、他の物品管理者と協議し、その管理に属する備品を管理換えしたときは、備品出納通知書により会計管理者に通知しなければならない。」とされている。本件では、備品の移動完了前に備品台帳を管理換えしてしまい、結果的に現物備品の移動ができなかったため、現物と備品管理台帳との間で、所管課が誤った表記となってしまう。したがって、現物備品の移動を確認してから、所管課において正規の手続きを踏めば誤りはなかったものと思われる。会計規程に従った手続きを遵守・徹底する必要がある。

また、備品台帳と現物との間で設置場所について齟齬が生じているものがあつた。現物を移動させた際には、適切に備品台帳を反映できるような体制を構築する必要がある。

**【指 摘-13】 備品の現物管理と確認について**

備品番号票が貼付されていないものについては、備品番号票を速やかに添付すべきである。

また、現物確認できるような体制になっているものの、不明資産が発生していたり、所管場所未変更になっていたたりしているものも見受けられた。備品台帳に記載された備品の実在性、正確性を担保するためには、すべての備品について毎年 1 回は現物と備品台帳の照合が行われる必要がある。

また、内部統制の観点からは実地照合に際して、物品取扱責任者とともに、当該所管以外の者が実施状況について確認するとともに必要に応じて抜き取り検査を実施することが望ましい。

**【指 摘-14】 現場車庫の整備について**

不法投棄物を収集運搬の車庫にて放置するのは望ましい状況ではなく、また職場環境としても問題である。また、古タイヤ、廃品等は、今後再使用が難しい状況である。そのため、このような物品については廃棄を進める必要がある。

【不法投棄物】



【古タイヤ・廃品等】



(出典：監査人撮影)

(環境局)

(講じた措置)

【環境局】

じんかい収集事業に関する直営と委託のコスト分析については、毎年、分析を行っているところですが、分かりやすい資料を作成する等、改善に努めてまいります。また、併せて業務内容そのものについても、収集人口やごみ排出量などの推移を見据えながら安定したごみ収集サービスを提供すべく、適正な人員及び車両配備に努める等、より効率的な収集体制の構築に向けて慎重に議論・検討を重ね、収集業務のさらなる効率化を目指してまいります。

機械式ごみ収集車の作業開始前点検、月例点検及び年次点検については、令和3年10月より、スイッチ関係・警報関係・テールゲート・P T O点検個所を追加し、改善を図りました。

じんかい収集車の交通事故防止については、令和3年度より、車両の更新時にデジタルコグラフを導入することとし、運転手の運転特性等を分析し研修資料や個別指導に活用する等、新たな取り組みを導入いたしました。今後も引き続き、交通事故の発生防止に努めてまいります。

じんかい収集事業に関する委託業者の作業日誌については、作業日誌の市からの指示事項の記載のない業者に対して、記載漏れがないように注意・指導を実施し、改善を図

りました。

収集地区別のごみ種別等の把握・分析とその活用については、古紙類やPETボトル等の資源物は、行政回収の他に、自治会等で実施している再生資源集団回収や、スーパー等が自主的に実施されている店頭回収等での排出ルートも存在しますが、地域によって実施団体数や実施店舗数が異なるため、結果的に行政回収による収集量が地域によって異なっていることも考えられます。各地区の状況分析を実施するためには相当の労力と費用が必要となるため、ただちに実施することは困難ですが、今回いただいたご意見については、今後、状況分析の実施を検討する際の参考とさせていただきます。

にこやか収集については、入院等の事由により一時的にサービスの利用を中断している利用者は、中断可能期間を設定する等、より正確な利用世帯数を把握するよう改善を図ってまいります。

所在不明の資産については、当該資産の備品台帳からの除却手続きをしました。今後は適切な管理運用を図ってまいります。

未利用資産については、備品の管理を適切に行い、不用となった資産は返納手続きのうえ廃棄などの措置を行うよう改善を図ってまいります。

固定資産の管理換え、設置変更登録漏れについては、備品台帳の所管課や設置場所等の更新を行い、備品台帳と現物との齟齬が生じないよう改善を図りました。今後は、会計規則に沿った適切な備品管理に努めてまいります。

備品の現物管理と確認については、備品番号票を現物に貼付しました。今後は、定期的に備品台帳と現物の照合をするなど改善を図ってまいります。

現場車庫の整備については、予算措置等も含め廃棄を進めるよう改善を図ってまいります。

## 10 し尿収集事業

1 5 (指摘及び意見)

報告書 178～180頁

### 【指 摘-15】 し尿処理券の管理について①

し尿処理券は換金性のある金券（現金同等物）であり、過去には他の自治体において、し尿処理券の横領といった不正が発生している。したがって、当処理券は、現金に準じた厳正かつ適正な管理・保管が求められている。

しかし、市は現在、受払簿の残高と、し尿処理券現物の残高の照合及び上席者の承認を行っていない。また受払簿は鉛筆で記入されており、容易に修正可能な状態であった。

まず環境局全体として金券の管理方針・方法を定めたい。その方針に従った管理帳簿を作成し、定期的に管理帳簿上の残高とし尿処理券の実物の残高を照合されたい。また最低月次ベースで現物の確認者とは別の上席者による承認を得る必要がある。加えて、管理帳簿は鉛筆の使用は認められず、訂正する場合は訂正印等により訂正内容がわかるようにする必要がある。

### 【指 摘-16】 し尿処理券の管理について②

し尿処理券の在庫は、美化第3課の金庫に保管されているが、金庫に収まらない分は美化第3課の倉庫に段ボールで保管している。倉庫の鍵は美化第3課の職員のみ使用できるようにしているとのことであるが、し尿処理券が金券であることを鑑みれば、他の備品等と同じレベルで倉庫の段ボールで保管することは好ましくない。現金に準じた適正な保管を行うとともに、窓口金庫等に払い出す際には、適切に管理帳簿に記録をつけるとともに、持ち出す担当者とは別の管理者による確認を行うことが必要である。

### 【指 摘-17】 し尿処理券不良品の処理について

現物視察時に「不良品」と記載された 200 円のし尿処理券綴りが 2 冊見受けられた。当該処理券綴りは平成 19 年度にロットで発注されたもので、その後、支所に払い出された後に 50 枚綴りであるはずのものが、49 枚であることが判明し、その後何ら処理をされず、現在まで放置されているものである。記録が残っていないため詳細な時期や経緯等は判明しない。

本来であれば、速やかに検収を行い、不良品については適切に返品手続がなされる必要がある。し尿処理券は市の財産であるにもかかわらず、担当課として当該事実を把握しておきながら、長年に渡り放置されていたことは不適切であったと言わざるを得ない。

得ない。今後、適切に検収し、不良品を発見した際には速やかに返品手続きを行う必要がある。

【意見—31】 200円のし尿処理券の連番管理について

4,000円のし尿処理券は連番が付されており、受払記録も連番で記載・管理されている。一方で200円のし尿処理券については、数十年前のデザインから変更されておらず、連番が付されていない。過去の他市におけるし尿処理券の横領等の不正を鑑みれば、連番管理されることが望ましい。

【意見—32】 特殊勤務手当の見直しについて

し尿収集事業では、委託業者の指導監督業務に対する特殊勤務手当として「し尿処理作業従事手当」が設定されている。支給基準及び令和元年度の支給実績・支給回数は以下のとおりである。

種類	支給基準	令和元年支給実績（千円）	令和元年支給回数	支給単価
し尿処理従事手当	し尿の収集及び搬送作業又はこれらの業務に係る指導監督業務に従事した場合	410	432.5	実働1日 950円

特殊勤務手当とは、著しく困難、危険、不快又は不健康な勤務その他の通常でない勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められる業務に従事した職員に支給するものである。

現在、市のし尿処理業務はすべて民間へ委託されており、市の職員の主な業務は委託業者の指導監督のみである。しかしながら、委託業者から提出される日報等の確認等、委託業者の指導監督業務を行った場合にはその都度特殊勤務手当が支給されている。

委託業者の指導監督業務は通常業務の範囲内であり、また著しく困難、危険、不快又は不健康な勤務その他の通常でない勤務とは考えられない。加えて他の事業で委託事業がある場合に、委託業者の指導・管理業務に対して特殊勤務手当が支給されることはない。

市は上記を踏まえて、委託業者の指導監督業務に対して「し尿処理作業従事手当」を支給することが適切か否かを検討し、適切ではないと判断された場合には必要な対応を実施すべきである。

(講じた措置)

**【環境局】**

し尿処理券の管理①については、受払簿の残高と、し尿処理券現物の残高の照合を定期的に上席者が確認を行っているとともに、管理帳簿についてはパソコンを使用するよう改善を図りました。

し尿処理券の管理②については、し尿処理券全てを金庫に移し替えて保管しています。また窓口金庫等に払い出す際には、適切に管理帳簿に記録をつけるとともに、持ち出す担当者と別の職員が連携を図りながら確認作業を実施するよう改善を図りました。

し尿処理券不良品の処理については、「不良品」と記載された200円のし尿処理券綴り2冊を在庫数に含めるよう整理し適切に管理できるように改善を図りました。また、物品の検収については、その重要性を再認識し、適切な事務遂行に努めてまいります。

200円のし尿処理券の連番管理については、仕様書の見直しを行い、令和4年度以降の発注時には連番を記載するよう改善を図りました。

**【総務局、環境局】**

特殊勤務手当については、平成18年度から65項目中44項目を廃止、20項目を減額改正するなど、是正を行ってきたところです。当該手当については、「西宮市技能労務職員の給与等に関する規則」別表第7に定める支給基準に従い、適正に支給されているものと考えておりますが、特殊勤務手当の見直しの必要性については、引き続き検討を行ってまいります。

## 11 移動便所貸出事業

1 6 (意見)

報告書 1 8 2 頁

**【意見-33】** 移動便所貸出事業の在り方について  
こうしたイベント用の仮設トイレのレンタル事業は民間でも広く行われており、あえて市が市税を投じてまで行う必要があるのかについては疑義がある。また貸出件数も年々減少傾向である。事業の公益性・公平性・代替可能性を慎重に踏まえ、今後廃止も含めた事業のあり方について検討されたい。

(環境局)

(講じた措置)

**【環境局】**

移動便所貸出事業のあり方については、平成23年度以降は新規購入を行わないこととし、段階的な保有台数の削減を進めており、保有台数の範囲内で貸出を行っております。今後、本事業については、受益者負担の導入を含め、事業のあり方について検討してまいります。

## 12 水路清掃事業

1.7 (意見)

報告書185頁

【意見-34】 水路清掃事業に関する委託範囲検討の必要性について

市は水路清掃事業に関してどの程度、直営もしくは民間事業者への委託で行うのかの検討を行っていない。また局を横断した事業になっているため、市全体として検討することが難しくなっているように見受けられる。

そこで監査人が簡便的に距離を用いて直営・委託それぞれの単価を計算した結果は以下のとおりである。

(単位：千円)

直営：令和2年度事務事業評価より		委託：令和2年度	
事業費	37,844	委託費	129,945
正規職員人件費	220,748		
減価償却費	2,209		
退職給付引当金	12,724		
直営コスト計	273,526	委託コスト計	129,945 A
直営作業延長(m)	150,741	委託作業延長(m)	96,551 B
直営単価(円/m)	1,815	委託単価(円/m)	1,346 =A/B

直営の単価が1,815円/mであるのに対し、委託の単価は1,346円/mとの結果になった。委託には本部経費が考慮されていないものの、委託の単価が安価であることがわかる。

委託範囲の拡大もしくは全面委託について、検討を進められたい。

(環境局)

(講じた措置)

【環境局】

水路清掃事業に関する委託範囲検討の必要性については、関連部局と連携を図りながら清掃計画の見直しを行うほか、委託範囲の拡大についての検討を進めながら、経費削減に努めてまいります。

### 13 西部総合処理センター管理運営事業

18 (意見)

報告書193～195、199～200、202～204頁

**【意見—35】** 事故事例やヒヤリ・ハット事例の一覧化（データベース化）とその活用について

監査人がごみ供給クレーン運転日誌及び安全当番日誌を確認したところ、以下の事故発生やヒヤリ・ハットの記録が記載されていた。

**【令和2年4月19日作成「ごみ供給クレーン運転日誌」】**

引継事項欄において14時50分頃2号クレーンを運転した後、バケット置場に移動させて宙吊りの状態で目を離してしまい、ピット内の工具倉庫周辺の壁に激突する事故が発生してしまいました。

**【令和2年7月1日から7月5日「安全当番日誌」のヒヤリ・ハット欄】**

破砕粗大ごみ7番ダンピングより粗大ごみを車から手降し中にピットへ携帯電話を落した。酸素ボンベを装着し、縄梯子でピット内に降り取りに行きました。

前記のように運転日誌や安全当番日誌等において事故発生やヒヤリ・ハットの記載があった場合は、チーム内でミーティングが実施され、前記事例においては、注意喚起のための情報共有と携帯電話が落下しないようにコードを購入し、衣服とつなぐという対応がなされたとのことである。しかしながら、発生した事故やヒヤリ・ハット事例、再発防止策の対応結果について一覧化（データベース化）はされていない。

事故やヒヤリ・ハット事例とその再発防止策の一覧化は、組織として適切な対応を実施したことの証拠となるだけでなく、常に職員が過去事例を確認できるようにすることや新任職員への研修資料等とすることで、同様の事例の再発防止がより徹底可能と考えられる。そのため、事故事例等の一覧化（データベース化）を行うとともに、職員が常に確認するための共有の仕組みの整備、研修資料として活用する等により事故事例等を安全な施設運営に活用されたい。

**【意見—36】** 火災事故減少に向けた取り組みについて

西部総合処理センターにおいて、閲覧した日誌の中にごみピット内の火災(煙)が確認されたとの記載を確認した。平成28年から令和2年におけるごみピット内火災の件数は以下のとおりである。

【ごみピット内火災件数5年推移】

年度	火災件数	発生原因
平成28年度	0件	
平成29年度	0件	
平成30年度	1件	破砕可燃物（不明）
令和元年度	12件	破砕可燃物（不明）
令和2年度	9件	破砕可燃物（不明）

また、直近の令和2年度及び令和3年度（10月まで）における月別の火災の件数は以下のとおりである。

【ごみピット内火災件数】

令和2年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
火災件数	1	2	0	0	1	0	1	1	1	1	0	1	9
令和3年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月						
火災件数	4	8	3	4	0	0	2						

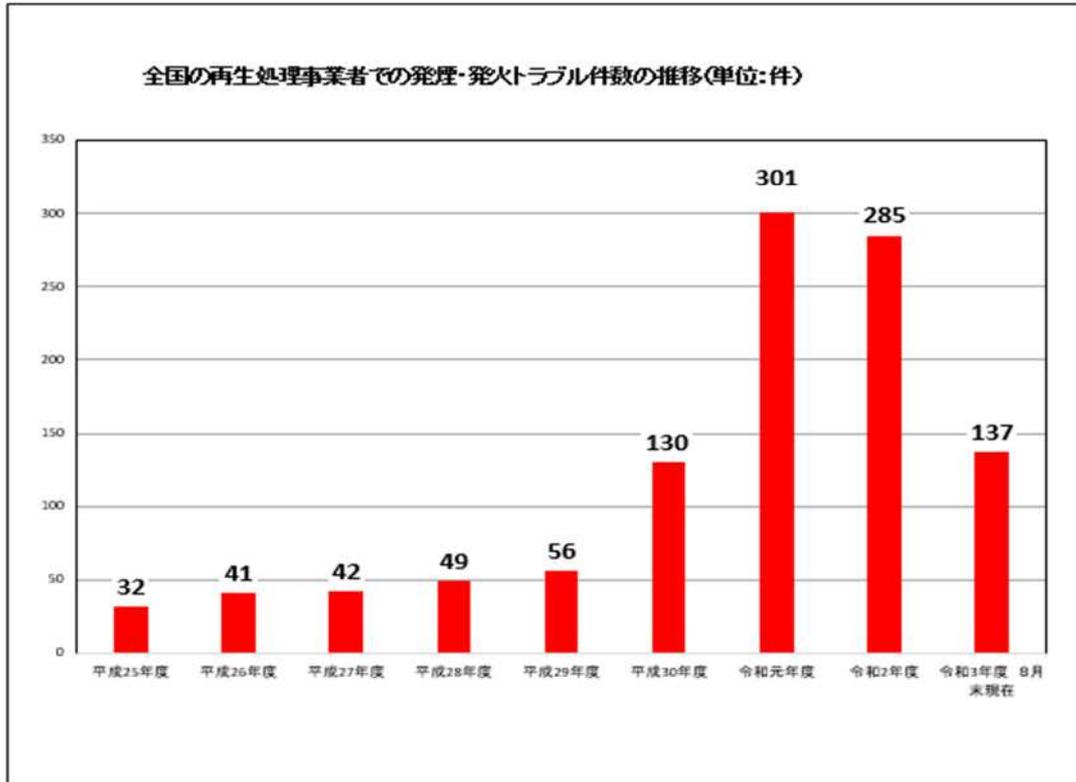
（出典：安全当番日誌の各月報告資料を監査人が集計）

市によると、リチウムイオン電池を搭載した充電式家電の廃棄増加による破砕選別作業時のリチウムイオン電池の破砕が、火災件数の大幅な増加の要因であると考えられるとのことであった。これは、下記のリチウムイオン電池等による全国的な発煙・発火トラブルの増加と整合している。また、令和元年8月1日に環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課より事務連絡として周知が行われており、全国的に問題視されている。

このように、リチウムイオン電池搭載の小型家電の増加による、発煙・発火トラブルの増加は全国的な問題である。しかしながら、ごみピット内の火災は大きな火災につながる可能性のある重大なインシデントであると考えられる。そのため、市としては積極的な啓蒙等、その減少に向けた積極的な取り組みが必要である。

【リチウムイオン電池等の発火物が原因による発煙・発火トラブル】

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 8月末現在
32	41	42	49	56	130	301	285	137



(出典：公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 ホームページより)

【ごみピット内火災】



【発火したリチウムイオン電池】



【意見—37】 安全衛生委員会の議題内容の明確化について  
環境施設部安全衛生委員会では、主に職員の救急搬送やけが等直近発生した労働災

害が議論されている。しかし、施設の大事故に繋がる火災事例やヒヤリ・ハット事例については、議題に上がっていない。

火災事例やヒヤリ・ハット事例は、職員に危険が及ぶ可能性のある重大なインシデントと考えられ、安全衛生委員会において議論すべき内容である。

そのため、安全衛生委員会で取扱うべき労働災害等職員の危険及び健康障害の防止の内容を明確化し、充実した議論ができるようにすべきである。

【意見—38】 災害事例の勉強会開催について

東部総合処理センターの委託先である JFE エンジニアリング(株)では、会社として類似災害を二度と発生させないとの使命から全国で運営を行っている各施設で月1回事例研修を実施しているが、西部総合処理センターではこのような災害に関する勉強会は行われていない。西部総合処理センターにおいても職員の安全意識・技術及び知識の向上のため、災害の実例に基づいた勉強会を開催すべきである。

【意見—39】 総合処理センター運営の比較検討について

前記【施設別1トン当たりごみ処理原価比較】からごみ処理原価は東部の方が西部より1トン当たり7,087円低い計算結果となっている。市は、西部と東部とのごみ処理原価が異なる要因として、上記のほかに、竣工時期の違い、施設規模の違い、家庭ごみ中心であるか事業ごみ中心であるかの違い等様々なものがあるため、すべての差異要因を考慮した上で原価比較を行うことは難しいとのことである。そのため、施設間の原価比較は行われていない。

そこで、あくまで試算ではあるが、調整可能な差異要因である売電収入等と追加費用を加味して原価比較を行ったところ、売電収入等を示す【令和2年度総合原価計算書(配賦後)】控除項目Eの影響額は、217.61(△146.73－△364.34)百万円で東部の方が多額に発生しており、また、焼却灰をセメントの原料にする費用は西部だけ発生するもので22.1百万円発生している。これらの影響額は1トン当たり約3,830円である。この結果を反映した1トン当たりの処理原価の差額は3,257円(7,087円-3,830円)となり、その差は13.9%である。1トン当たりのごみ処理原価は直営が委託に比べて多額であるため、経済性の観点からは委託に優位性があるという結果となった。

原価比較を行うに際して、すべての条件を揃えることは難しいものがあるが、可能な限り条件を揃えた上で原価比較を行うとともに、その比較結果として費用対効果を勘案しても、なお、直営事業として維持することが適切であることについて説明が必要であると思われる。

【意見-40】 事業系一般廃棄物処理手数料の妥当性の検討について  
環境省が平成 25 年 4 月に公表した「一般廃棄物処理有料化の手引き」において事業系一般廃棄物の手数料水準に関して下記のように記述されている。

廃棄物処理法上、市町村は、当該市町村内における事業系を含めた全ての一般廃棄物の処理について統括的な責任を有するが、事業系一般廃棄物については、排出事業者自らの責任において適正に処理することが義務付けられている。そのため、市町村において処理する場合でも、廃棄物の処理に係る原価相当の料金を徴収することが望ましい。

令和元年度の清掃事業概要の部門原価によると、ごみ処分にかかる単位量当たりの原価は 18,865 円/1t である。したがって 189 円/10kg が参考となる価額となると言える。市の可燃ごみの手数料は現在 90 円/10 kg と参考となる価額の半分以下であることから、手数料を見直す余地がある。また一般のごみ処理手数料の値上げはごみの分別を促進し、ひいては減少を促す効果があるとも言われている。

受益者負担の原則及び事業系一般廃棄物の減量の観点から手数料を見直すことを検討されたい。

(環境局)

(講じた措置)

#### 【環境局】

事件事例やヒヤリ・ハット事例の一覧化（データベース化）とその活用については、紙媒体で管理していたデータのデータベース化を実施し、今後も情報共有に努めてまいります。

火災事故減少に向けた取り組みについては、HPにてリチウムイオン電池等の発火物による発煙・発火トラブルを掲載し、今後も一層積極的な啓蒙に努めてまいります。

安全衛生委員会の議題内容の明確化については、リチウムイオン電池等の発火物による発煙・発火トラブル件数やヒヤリ・ハット事例を定例報告案件とし、今後も一層情報共有に努めてまいります。

災害事例の勉強会開催については、職員の安全意識・技術及び知識の向上の為、災害の事例に基づいた勉強会を実施するよう改善を図ってまいります。

総合処理センター運営の比較検討については、ごみ処理原価は「原価＝処理費用／ごみ処理量」で算定されるため、原価はごみ処理量に反比例し、処理費用の増大だけではなく、ごみ処理量の減少によっても原価は増加することから、原価の比較のみで業務の

効率性を判定することは困難です。総合処理センター運営については、技術・技能の継承を図りつつ、一層のコスト削減と効率化を目指し、委託範囲の拡大を検討してまいります。

事業系一般廃棄物処理手数料は、環境省の「一般廃棄物処理有料化の手引き」の中で、原価相当の料金を徴収することが望ましいとされており、また、近隣周辺自治体手数料とのバランスに配慮する必要があります。令和4年8月現在の廃棄物処理手数料は、平成18年度から15年間据え置かれており、阪神間の各市とほぼ同等の設定となっておりますが、改定を検討する必要があると考えています。しかし、すでに令和4年で2年以上続いているコロナ禍において、特に事業活動の低迷が継続しており、改定にあたっては排出者の経済的な影響にも配慮する必要があります。適切な受益者負担について他市の状況も踏まえて、改定を行う時期など引き続き慎重に検討してまいります。

## 14 西部工場解体整備事業

19 (意見)

報告書206～207頁

【意見—41】 西部工場の早期解体について

平成28年3月市議会定例会にて、以下の議事がある。

平成27年度は、アスベストの詳細調査を行いました。調査検討の結果、土壌表層部に汚染物がないこと、施設内には飛散性のアスベストはないことが判明したものの、工場棟の内部に設置されました焼却炉や排ガス処理設備内の残渣からはダイオキシン類が検出されております。また、工場棟のスロープや車庫棟は現在の耐震基準では建設されていないことも確認をしております。

前記以外にも、平成27年度事務事業評価において、

本施設は使用再開の計画は無く、安全、治安、景観上の理由により解体しなければならない

との記載がある。

令和2年3月の予算特別委員会民生分科会では、令和3年度に事業者を決定し、令和3年度から5年度にかけて除染・解体工事を施工する予定になっているとの説明がされているが、新型コロナウイルス感染症の影響により事業の執行が見送られたため、事業者の決定に至っていない。ダイオキシンの問題、倒壊の危険性、廃墟による風評被害等を避けるためできるだけ早期に解体すべきである。

(環境局)

(講じた措置)

【環境局】

西部工場解体整備事業については、令和4年度に倒壊の危険性が高い車庫棟と倒壊した際に周辺への影響が大きい煙突部分の先行解体をする方針でしたが、施設の劣化が進行していることから、一部(車庫棟・煙突部分)先行解体から全体解体へ事業変更し早期に事業者の決定を行い解体してまいります。